



よ く わ か る
Q & A



目次

制度編



NiSAってどんな制度なの？

[2ページへ](#)

手続き編



NiSAを始めるには？

[9ページへ](#)

活用編



NiSAの活用方法は？

[11ページへ](#)

NISA（ニーサ）は、2014年1月から始まった少額投資非課税制度の愛称です。証券会社や銀行、郵便局などの金融機関で、少額投資非課税口座（NISA口座）を開設して上場株式や株式投資信託等を購入すると、本来20%課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。

NISAは、イギリスのISA（Individual Savings Account）をお手本に導入された制度です。

NISAのNは、NIPPON（日本）のNを意味するもので、日本で、ISAが広く普及・定着するようにとの願いが込められています。

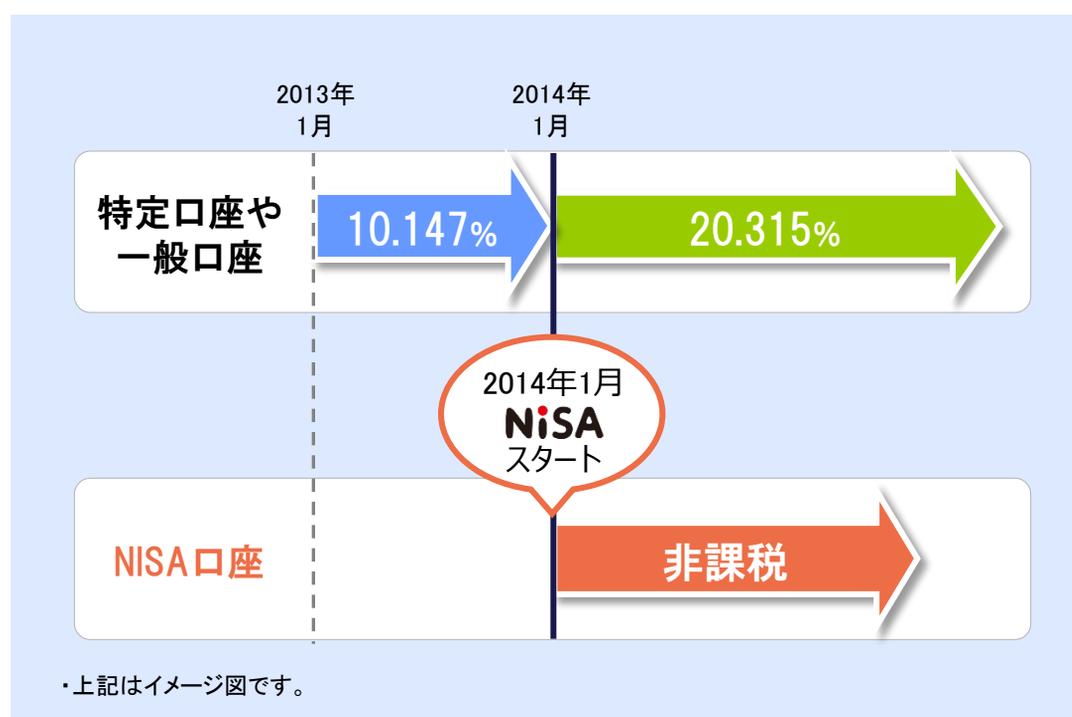
当資料では、主に、少額投資非課税制度における公募株式投資信託の利用についてご説明しています。
当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後税制等は変更となることがあります。

NISAは2014年1月から始まった 少額投資非課税制度です。

2013年12月末で、上場株式、公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得等にかかる軽減税率10%※が終了し、本来の税率20%※となりました。

これに伴い、2014年1月より少額投資非課税制度《愛称：NISA（ニーサ）》が始まりました。

上場株式、公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得等での税制イメージ



※2013年1月1日以降は、所得税の額に2.1%を乗じた金額が復興特別所得税として追加的に課税されており、それぞれ10.147%（所得税7%+復興特別所得税0.147%、住民税3%）、20.315%（所得税15%+復興特別所得税0.315%、住民税5%）。今後税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

- ・公募株式投資信託を「ファンド」、各年における100万円（2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。）の投資上限枠を「非課税投資枠」、NISA専用の非課税口座を「NISA口座」、非課税で資産運用ができる5年の期間を「非課税期間」という場合があります。

NISAのポイント

1

非課税の対象はファンドの
売却益および**分配金**

* 非課税の対象はNISA(ニーサ)を通じて購入いただいた上場株式・公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得などです。

2

年間の新規投資額の上限は
100万円

* 投資が開始できるのは2014年～2023年の10年間で、
* 2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

3

非課税期間は
最長5年間

4

ご利用できる方は
満20歳以上

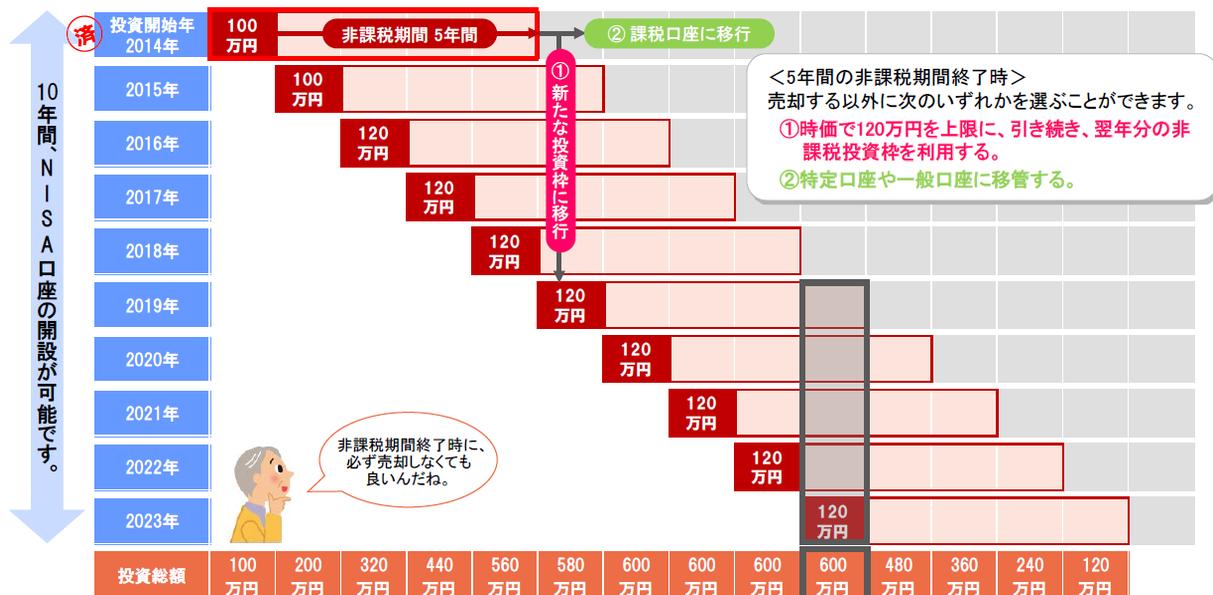


* 投資を開始する年の1月1日現在で
満20歳以上の日本居住者等がご利用できます。

・上記ポイントは、少額投資非課税制度《愛称：NISA(ニーサ)》の全てを表すものではありません。

NISAのイメージ

2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年 2028年

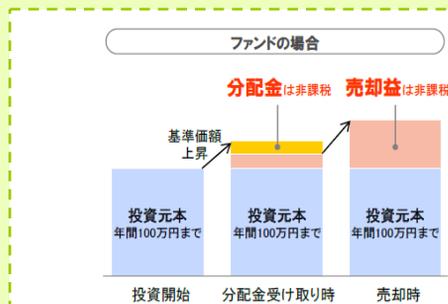


・上記はイメージ図です。

Q1 何が非課税になるのですか？

上場株式、公募株式投資信託等の
配当所得・譲渡所得などが非課税になります。
投資を始めた年を含む5年間非課税で運用できます。

- ・右記はイメージ図です。
- ・ファンドの分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA
によるメリットを享受できるものではありません。
- ・2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。



Q2 売却益と分配金は、いくらまで非課税になりますか？

NISA口座で保有するファンドの売却益と分配金は、金額に制限なく非課税になります。

Q3 いくらまで投資できますか？

毎年、新規の投資額で100万円が上限です。(手数料等は含みません。)
その年内であれば、一括でも分割でも投資できます。

2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

Q4 現在保有しているファンドを、NISA口座に移すことはできますか？

NISA口座に移すことはできません。NISAの対象になるのは、新規の投資に限られます。

Q5 NISA口座は誰でも開設することができるのですか？

NISA口座を開設しようとする年の1月1日現在、満20歳以上で日本にお住まいの方なら、どなたでも利用できます。

Q6 NISA口座では、ファンドに関わる費用もかからないのですか？

NISA口座においても、ファンドのご購入や運用にあたっては、購入時手数料や信託報酬等の費用などがかかります。また、それらには別途消費税等がかかります。

- ・ファンドに係る費用は、商品・販売会社によって異なります。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断下さい。

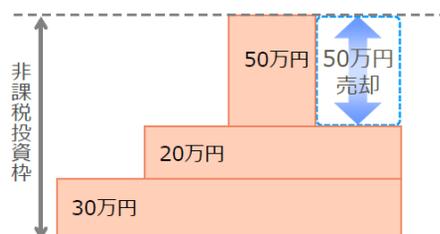
Q7 非課税投資枠は、売却すれば何度でも利用できますか？

NISA口座の資産を売却した場合、売却した分の非課税投資枠は再利用できません。

Q8 使わなかった非課税投資枠は、翌年に繰り越して使えますか？

使わなかった非課税投資枠がある場合でも、翌年への繰り越しはできません。

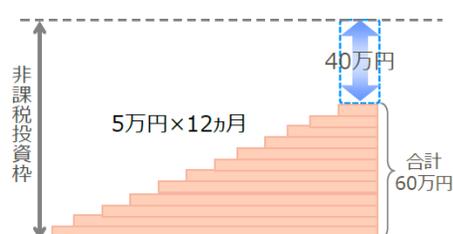
売却した場合



30万円、20万円、50万円を分割購入し、100万円の非課税投資枠を全て使用しました。その後、保有ファンドを50万円分売却しました。

売却した50万円分の非課税投資枠は、再利用できません。

非課税投資枠を使い切らなかった場合



毎月5万円ずつ積立投資をし、100万円の非課税投資枠のうち、60万円の枠を使用しました。

40万円分の枠が未使用ですが、翌年の非課税投資枠に繰り越すことはできません。

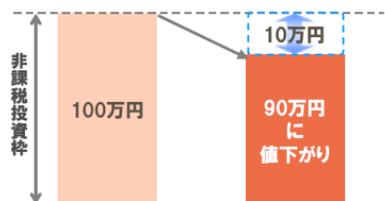
上記はイメージ図です。2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

Q9 NISA口座の資産が投資を開始した年内に値下がりした場合、追加投資はできますか？

100万円の非課税投資枠を全て使用した場合、追加投資はできません。NISA口座では、資産を購入した金額が利用額としてカウントされ、累積されます。

非課税期間中の資産の値下がり分は非課税投資枠として再利用できません。また、非課税期間中の資産の値上がり分は、非課税投資枠の利用とはみなされません。

値下がりした場合



一括購入し、100万円の非課税投資枠を全て使用しました。その後、保有ファンドが値下がりし90万円になりました。

値下がりした10万円分は、非課税投資枠として再利用できません。

値上がりした場合



一括購入し、80万円の非課税投資枠を使用しました。その後、保有ファンドが値上がりし100万円になりました。

値上がりした分の非課税投資枠は、利用とはみなされないのので、この年はあと20万円利用できます。

上記はイメージ図です。2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

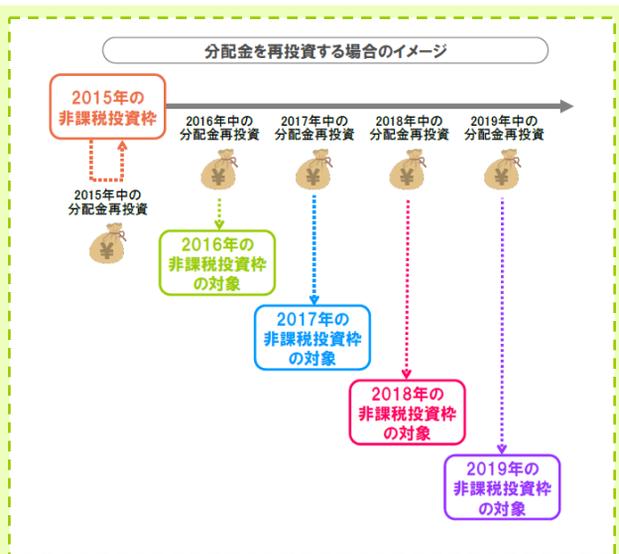
Q10 ファンドの分配金再投資はどのようになりますか？

NISA口座で分配金の再投資をする場合は、再投資する各年の非課税投資枠を使うこととなります。

なお、NISAにおける分配金再投資の取扱いは、販売会社によって異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・右記はイメージ図です。
(注)その年の非課税投資枠を全て使いきっている場合は使用できません。



Q11 NISA口座のファンドはいつでも売却できますか？

いつでも売却できます。

・ファンドによってはクローズド期間やお申込不可日が設けられている場合があります。

Q12 NISA口座で、ファンドのリバランスやスイッチングはできますか？

ファンドのリバランスやスイッチングは、売却して新規に投資することになります。したがって、その年の非課税投資枠があればできますし、枠がなければできません。

Q13 特定口座で保有しているファンドと損益通算できますか？

損益通算できません。

NISA口座で生じた損失はないものとされますので、他の口座で生じた上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算や損失の繰越控除をすることはできません。

Q14 確定申告は必要ですか？

必要ありません。

非課税期間終了時について

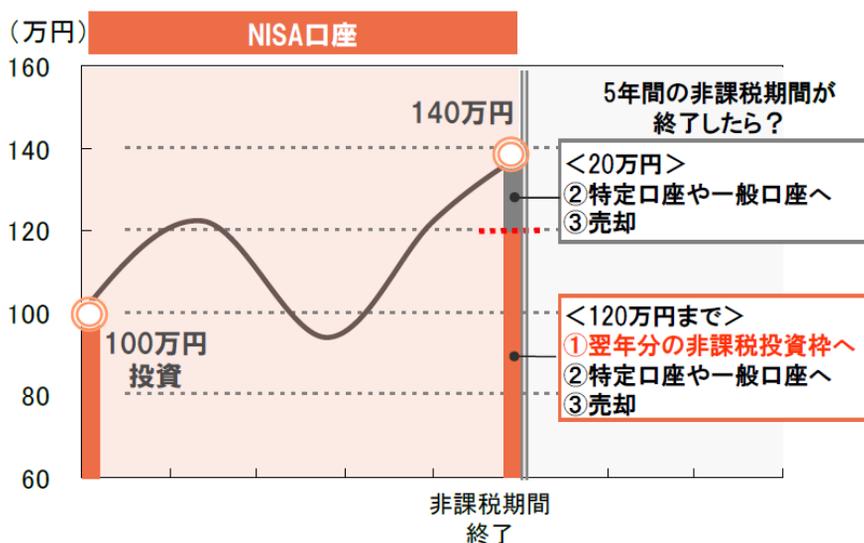
Q15

非課税期間5年間が終わったら、NISA口座で保有しているファンドはどうすればいいですか？

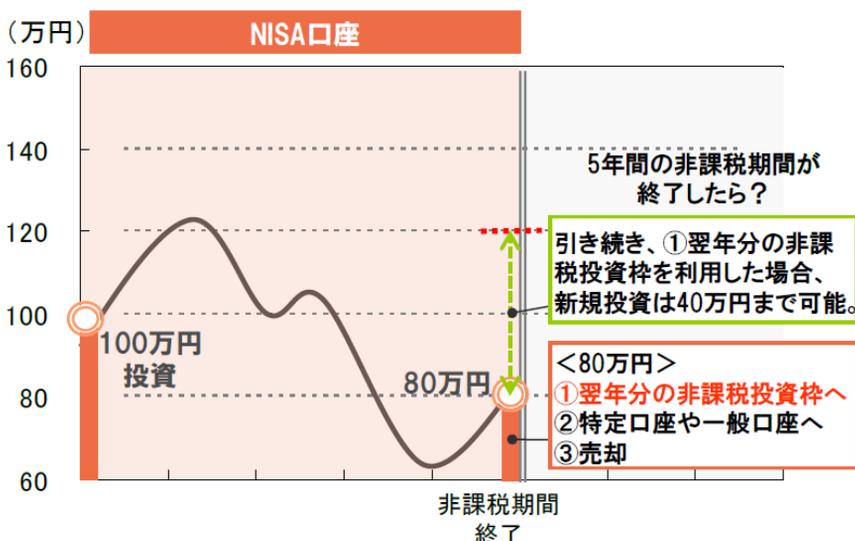
非課税期間終了時には、売却する以外に次のいずれかを選ぶことができます。

- ①時価で120万円を上限に、引き続き、翌年の非課税投資枠を利用する。
 - ②特定口座や一般口座に移管する。
- この場合、ファンドの取得価額は、その時点の時価となります。

終了時の時価が120万円超になった場合



終了時の時価が120万円を下回った場合



上記はイメージ図です。

2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

非課税期間終了後の課税について

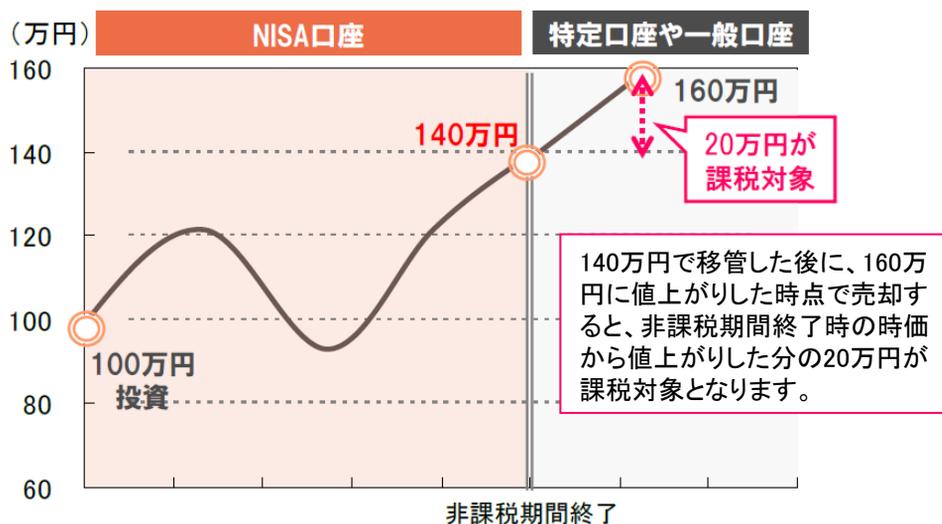
Q16

非課税期間5年間が終わった後は、分配金や売却益に税金がかかりますか？

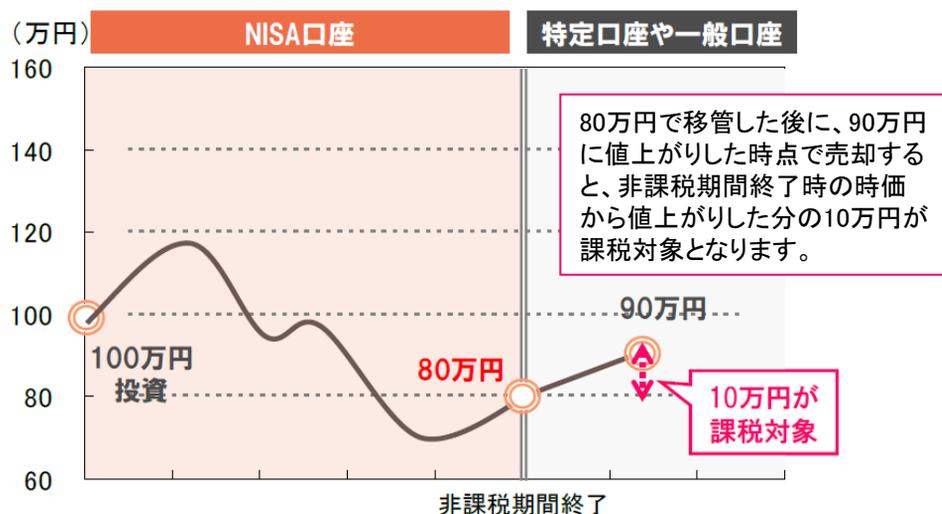
非課税期間が終了し、資産を特定口座や一般口座へ移管した後は、分配金（普通分配金）や売却益は課税対象となります。

NISA口座で投資を始めたときの価格にかかわらず、非課税期間終了時（移管日）の時価から値上がりした分は課税対象となります。

投資開始時よりも非課税期間終了時の時価が値上がりした場合



投資開始時よりも非課税期間終了時の時価が値下がりした場合



上記はイメージ図です。

2016年から、非課税投資枠が年間120万円に拡大されます。

NISA口座の開設について

NISA を利用するには NISA口座の開設が必要です。

NISA口座は、NISAを取り扱う銀行・証券会社などの金融機関で開設できます。
NISA口座は、全ての金融機関を通じておひとりさま年間1口座、開設できます。

NISA口座の新規開設の手続き



・お申込みの際は、非課税口座開設届出書、非課税適用確認書の交付申請書、住民票の写し等が必要となります。
なお、金融機関によって、手続きが異なる場合があります。



●「非課税適用確認書」とは

税務署から交付される、金融機関でNISA口座を開設するのに必要な書類です。NISA口座について、既に開設申請または保有がないことを税務署が確認した証明として交付されます。

●「住民票の写し」とは

市区町村で交付されたものを「住民票の写し」といいます。「住民票の写し」はコピーのことではありませんのでご注意ください。「住民票の写し」のコピーでは受付できません。

NISA口座の開設には、2013年1月1日時点の住所が記載された「住民票の写し」等が必要になります(Q18ご参照)。したがって、2013年1月1日以降に異なる市区町村間で転居された場合は、2013年1月1日時点で住んでいた市区町村にご請求いただいた「住民票の除票の写し」等が必要になります。また、書類の有効期限(提出前6か月以内の作成)にご注意ください。

Q17 NISA口座はいくつまで開設できますか？

NISA口座は、全ての金融機関を通じておひとりさま年間1口座、開設できます。

Q18 NISA口座は毎年手続きする必要がありますか？

一度NISA口座を開設すれば、毎年手続きする必要はありません。

NISA口座の開設が可能な2014年～2023年の10年間は、3つの勘定設定期間に区切られており、勘定設定期間ごとに更新の手続きが必要です。

手続きには、新たに住民票の写し等（指定の基準日における住所が証明できる書類）が必要です。

	勘定設定期間	住民票の写し等の基準日
①	2014年～2017年(4年間)	2013年1月1日
②	2018年～2021年(4年間)	2017年1月1日
③	2022年～2023年(2年間)	2021年1月1日

<2015年から利用する場合>

「2013年1月1日時点の住所を証明する住民票の写し」等が必要です。



Q19 金融機関の変更できますか？



2015年1月1日以降は、一定の手続きのもと、年単位で金融機関を変更することができます。ただし、NISA口座で既に上場株式等を購入している場合（再投資を含む）、その年は金融機関の変更ができません。

Q20 海外居住者でもNISAは利用できますか？

NISAの利用は、日本にお住まいの方に限られます。海外に居住される方は対象外となります。NISA口座を開設した後で海外に転居される場合は、一度NISA口座を廃止する手続きが必要です。出国に伴ない廃止したNISA口座は、2015年1月1日以降は、帰国後の再開が可能です。なお、出国前にNISA口座で保有していた上場株式等は課税口座に移管され、非課税の適用を受けられなくなります。また、課税口座に移管された上場株式等を帰国後に再開したNISA口座に移管することはできません。



商品について

Q21 どの金融機関でも取扱い商品は同じですか？

NISAで取扱う商品は、販売会社によって異なります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

Q22 個人向け国債は、NISAの対象になりますか？

個人向け国債などの公社債や預貯金、MMFやMRFなどの公社債投資信託は、NISAの対象になりません。NISAは、上場株式、公募株式投資信託等への新規投資に限定されています。

Q23 ETF(上場投資信託)は、NISAの対象になりますか？

ETFは、NISAの対象になります。
ETFの他、外国籍投資信託、リート（不動産投資信託証券）、外国株式なども含まれます。
NISAで取扱う商品は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

Q24 NISAの対象となる「株式投資信託」には、どのようなものがあるのですか？

「株式投資信託」は、株式以外にも、いろいろな資産を組み入れることが可能な投資信託（ファンド）です。

例えば、国内外の債券やリートなどに投資するファンドがあります。
また、株式・債券・リートなどの複数の資産に分散して投資するバランスファンドなどがあります。



・販売会社によって取扱い商品は異なりますので、ご注意ください。


制度から考える商品選びのヒント

NISAでは、資産のリバランスやスイッチングが目的であっても、売却した分の非課税投資枠は再利用できません。その点を考慮すると、複数の資産を組み入れているファンドや、リバランスやアロケーションの機能が付いたファンドなども、商品を選ぶ際の選択肢になりそうです。

NISAの活用

Q25 NISAと贈与の非課税枠を組み合わせて活用できますか？

非課税で贈与を受けられる上限額（贈与税の暦年課税基礎控除額）は、年110万円です。

非課税で贈与されたお金でNISAを利用すると、贈与とNISA両方の非課税メリットを活用することになります。

Q26 NISA口座の資産は相続できますか？

NISA口座の資産は、NISA口座ごと相続することはできません。

資産は相続人名義の特定口座や一般口座に移すことになり、被相続人が亡くなられた時点の時価が取得価額となります。



NISAを中長期的な資産形成に活用するヒント

NISAは非課税期間は5年間ですが、非課税期間が終わる翌年に新たな非課税投資枠がある場合は、時価で120万円を上限に、引き続き、翌年の非課税投資枠を利用することができます。

その結果、最長10年間非課税で運用することになります。

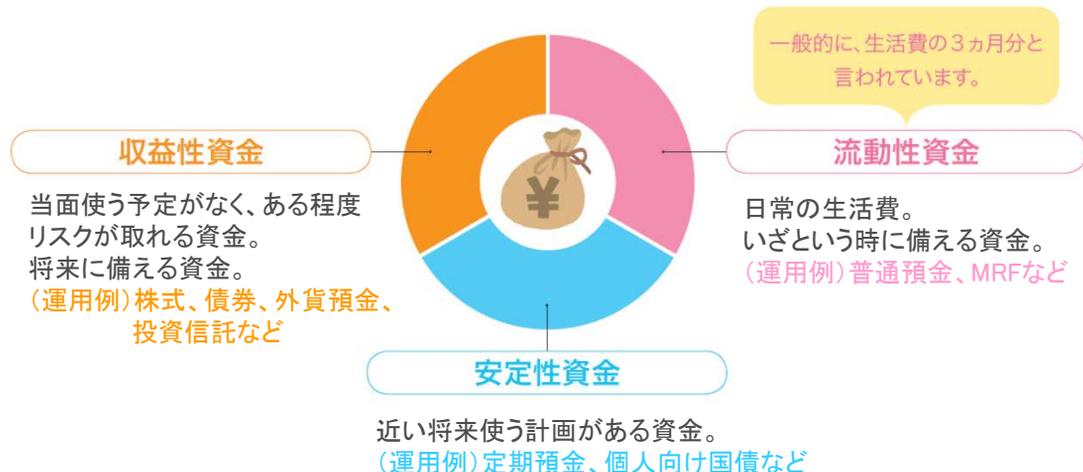
例えば、非課税期間終了時にNISA口座で損失が発生していた場合、損益通算や繰越控除はできませんが、翌年の非課税投資枠を利用して、非課税運用を継続しながら資産の値上がりを待つことができます。



NISA

お金の3つの色分け

資産運用を始める前に、まずは「お金の使い道」「お金を使うまでの期間」によって、資産を3つに色分けし、資金の性格にあわせた運用方法を考えてみましょう。



・上記はイメージ図です。

世代別の資産運用

資産運用の考え方は、年齢やライフステージによっても異なります。

20代



今から資産を管理する習慣を。まずは積立を少しずつ。

収入はあまり多くないけれど、自由に使えるお金の割合は高い20代。お金をあるだけ使うのではなく、留学、結婚、住宅購入など、将来に備え、お金の3つの色分けを意識し、資産管理を習慣づけることが大切です。

30代、40代



長期投資を始めるきっかけを。

お子さまの出産や教育、住宅ローンの返済など支出が多い30代、40代。目先の支出に目が行きがちですが、将来を見据え、収益性資金の運用を早めに始めることが大切です。

50代



セカンドライフを視野に入れた準備を。

少し早いかもしれませんが、徐々にセカンドライフを考え始めたい50代。今後のセカンドライフを視野に入れて、安定性資金と収益性資金のバランスを取りながら運用することが大切です。

60代～



取り崩しながら、運用する。

セカンドライフを迎えた世代は、現役時代に蓄えた資産を取り崩しながらも、同時に、できるだけ減らさないように資産運用をすることが大切です。

・上記は資産運用とライフステージの一例であり、全てを網羅しているわけではありません。



投資信託を選ぶにあたって

ご自身のお考えにあった投資信託の種類を見つけましょう。

スタート

投資の目的は？

- 少しずつでも、安定的に資産を増やしたい。→①へ
- 積極的な投資で、ある程度のリターンを期待したい。→②へ

①

低リスクファンド

安定的な収益が期待できるファンド。

- 国内債券ファンド
- 外国債券ファンド（為替ヘッジ付き）

②

投資を行なう際に、より重視する事は？

- シンプルな運用で費用を抑えたい。→③へ
- 専門性の高い運用を活用したい。→④へ

③

インデックスファンド

低いコストで投資対象を選べるインデックスファンド。指数に連動するので、値動きが分かりやすい。

- インデックスファンド

④

投資対象の資産配分はどうやって決める？

- 専門家に資産配分を任せたい。→⑤へ
- 資産配分は自分で行ないたい。→⑥へ

⑤

資産分散ファンド

投資環境に応じて運用の専門家が資産配分を変更、調整するファンド。

- アロケーションファンド
- リバランス機能を有するファンド。
- バランスファンド

⑥

どちらに、より非課税のメリットを感じる？

- 値上がりした分の売却益を受取る時に感じる。→⑦へ
- 分配金を受取る時に感じる。→⑧へ

⑦

株式ファンド

大きな値上がり益が期待できる株式ファンド。

- 国内株式ファンド
- 外国株式ファンド

⑧

外国債券ファンド、リートファンド

相対的に高めの利回りで、分配金も期待できるファンド。

- 外国債券ファンド
- リートファンド
- MLPファンド



・上記は投資信託の種類の一部のご紹介であり、全ての投資信託の種類を網羅しているわけではありません。投資信託を選択する際の一例です。

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について

2015年4月現在

ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会/
 一般社団法人日本投資顧問業協会